



いばらきダイバーシティ宣言

急速な人口減少社会の進展や少子高齢化、経済・社会のグローバル化の進行など、社会情勢は大きく変化しております。

このような中、活力があり、持続可能な地域社会をつくるためには、多様な人材の活用により、ニーズの変化や急激な環境の変化などのリスクへの対応力を高めることが重要であると考えます。

その実現のためには、年齢や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認等にかかわらず、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現が求められています。

私たちは、ダイバーシティ社会の実現に向けて次のことに取り組むことをここに宣言します。

1. 年齢・性別・国籍・障がいの有無・性的指向などにかかわらず、誰もが等しく尊重され、個性と能力を発揮できる環境づくりに取り組みます。
2. 多様な価値観や働き方を尊重し、誰もが働きやすい環境の整備を進めます。
3. 一人ひとりの人権を大切にし、多様性を認め合う職場づくりと意識の向上に取り組めます。

令和8年7月30日

弁護士法人・響

代表弁護士 西川 研一